

令和3年第1回安城市議会定例会付議案件

3. 2. 15

内 容	
議案番号	第2号議案
議案名	安城市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>安城市行政評価委員会を安城市行政改革審議会に統合することに伴うもの</p> <p>1 附属機関から安城市行政評価委員会を削る。</p> <p>2 安城市行政改革審議会の担当事務を整理する。                      (1) 行政評価に関する事項の調査審議を加える。                      (2) 市長マニフェストの進捗状況に関する事項の調査審議を削る。</p> <p>(施行日)                      令和3年4月1日</p>
	<p>議案番号</p> <p>第3号議案</p>
議案名	安城市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>社会福祉法人安城市こども未来事業団に職員を派遣すること等に伴うもの</p> <p>職員の定数の変更                      ※現段階で詳細は未定</p> <p>(施行日)                      令和3年4月1日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 4 号議案
議 案 名	安城市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>任期付職員の一部、会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員を、職員を派遣することができる団体への派遣の対象とするもの</p> <p>1 派遣することができない職員から、任期付職員の一部、会計年度任用職員及び再任用短時間勤務職員を除く。</p> <p>2 派遣された職員の給与等に関する規定を整理する。</p> <p>(施行日) 令和 3 年 4 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 5 号議案
議 案 名	安城市職員のサービスの宣誓に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>サービスの宣誓に関する手続を簡素化するもの</p> <p>1 次に掲げる条例に規定するサービスの宣誓において、新たに安城市の職員、学校職員又は消防団員となった者が行う宣誓書への署名押印について、押印を廃止し、署名のみとする。</p> <p>(1) 安城市職員のサービスの宣誓に関する条例 (2) 安城市立学校職員のサービスの宣誓に関する条例 (3) 安城市消防団条例</p> <p>2 上記の各条例に規定する宣誓書について、様式中の字句の整理を併せて行う。</p> <p>(施行日) 令和 3 年 4 月 1 日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 6 号議案
議 案 名	安城市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>行政財産である建物を店舗以外の目的で使用する場合においても使用料を徴収することができるようにするもの</p> <p>建物に係る行政財産の目的外使用について、使用料の徴収を、従来は食堂、売店等の店舗として使用する場合に限定していたが、店舗以外で使用する場合も対象とする。</p> <p>(施行日) 令和 4 年 4 月 1 日</p>
議 案 番 号	第 7 号議案
議 案 名	安城市特別定額給付金給付事業特別会計設置に関する条例を廃止する条例の制定について
摘 要	<p>特別定額給付金給付事業の終了に伴い、特別会計を廃止するもの</p> <p>(施行日) 令和 3 年 4 月 1 日</p>

内 容	
議 案 番 号	第 8 号議案
議 案 名	安城市障害者扶助料支給条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>扶助料の支給要件を見直すとともに、災害その他やむを得ない理由により扶助料の支給の申請が遅れた場合における支給開始月の特例を設けるほか、扶助料の支給に関し必要な事項を明確にするもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 身体障害者手帳に係る再認定又は療育手帳に係る再判定を必要とする月の翌月から起算して5年を経過しても再認定又は再判定が行われていない者について、当該障害に係る扶助料の支給の対象としないこととする。</li> <li>2 本市以外の市町村（特別区を含む。）において扶助料に相当するものの支給を受ける者について、扶助料の支給の対象としないことを明確にする。</li> <li>3 市長が扶助料受給者の障害の程度に変動が生じたことを確認した場合において、その障害の程度に変動が生じた日の属する月の翌月から扶助料の種類及び額を改定することを明確にする。</li> <li>4 扶助料の支給を受けようとする者が災害その他やむを得ない理由により扶助料の支給の申請をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内に当該申請をしたときは、その理由により当該申請をすることができなくなつた日の属する月の翌月から扶助料を支給することとする。</li> <li>5 身体障害者手帳に係る再認定時期、療育手帳に係る再判定年月又は精神障害者保健福祉手帳に係る有効期限を経過したときは、扶助料の種類及び額を改定し、又は扶助料の支給を停止することを明確にする。</li> </ol> <p>(施行日) 令和3年4月1日</p>

内 容																																					
議案番号	第9号議案																																				
議案名	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について																																				
摘要	<p>地方税法施行令の改正に伴う規定の整理並びに県の標準保険料率の算定を踏まえた課税額及び軽減額の改定をするもの</p> <p>1 国民健康保険税の減額の基準について、所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を43万円（現行33万円）に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える。</p> <p>2 県の標準保険料率の算定を踏まえ、課税額の改定をする。</p> <p>(1) 基礎課税額の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の4.93を乗じて算定</td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の4.7を乗じて算定</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割</td> <td>被保険者1人につき20,180円</td> <td>被保険者1人につき19,230円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td>           特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,070円            特定世帯 7,035円            特定継続世帯 10,552円         </td> <td>           特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,380円            特定世帯 6,690円            特定継続世帯 10,035円         </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の2.38を乗じて算定</td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の2.46を乗じて算定</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割</td> <td>被保険者1人につき9,570円</td> <td>被保険者1人につき9,840円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td>           特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,670円            特定世帯 3,335円            特定継続世帯 5,002円         </td> <td>           特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,850円            特定世帯 3,425円            特定継続世帯 5,137円         </td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 介護納付金課税額の改定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得割</td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の1.97を乗じて算定</td> <td>基礎控除後の総所得金額等に100分の2.34を乗じて算定</td> </tr> <tr> <td>被保険者均等割</td> <td>被保険者1人につき10,150円</td> <td>被保険者1人につき11,840円</td> </tr> <tr> <td>世帯別平等割額</td> <td>1世帯につき5,160円</td> <td>1世帯につき6,050円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 課税額の改定に伴い、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額に係る軽減額の改定をする。</p> <p>(施行日) 令和3年4月1日</p>	区分	現行	改定後	所得割	基礎控除後の総所得金額等に100分の4.93を乗じて算定	基礎控除後の総所得金額等に100分の4.7を乗じて算定	被保険者均等割	被保険者1人につき20,180円	被保険者1人につき19,230円	世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,070円 特定世帯 7,035円 特定継続世帯 10,552円	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,380円 特定世帯 6,690円 特定継続世帯 10,035円	区分	現行	改定後	所得割	基礎控除後の総所得金額等に100分の2.38を乗じて算定	基礎控除後の総所得金額等に100分の2.46を乗じて算定	被保険者均等割	被保険者1人につき9,570円	被保険者1人につき9,840円	世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,670円 特定世帯 3,335円 特定継続世帯 5,002円	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,850円 特定世帯 3,425円 特定継続世帯 5,137円	区分	現行	改定後	所得割	基礎控除後の総所得金額等に100分の1.97を乗じて算定	基礎控除後の総所得金額等に100分の2.34を乗じて算定	被保険者均等割	被保険者1人につき10,150円	被保険者1人につき11,840円	世帯別平等割額	1世帯につき5,160円	1世帯につき6,050円
	区分	現行	改定後																																		
	所得割	基礎控除後の総所得金額等に100分の4.93を乗じて算定	基礎控除後の総所得金額等に100分の4.7を乗じて算定																																		
	被保険者均等割	被保険者1人につき20,180円	被保険者1人につき19,230円																																		
	世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,070円 特定世帯 7,035円 特定継続世帯 10,552円	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,380円 特定世帯 6,690円 特定継続世帯 10,035円																																		
	区分	現行	改定後																																		
	所得割	基礎控除後の総所得金額等に100分の2.38を乗じて算定	基礎控除後の総所得金額等に100分の2.46を乗じて算定																																		
	被保険者均等割	被保険者1人につき9,570円	被保険者1人につき9,840円																																		
	世帯別平等割額	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,670円 特定世帯 3,335円 特定継続世帯 5,002円	特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,850円 特定世帯 3,425円 特定継続世帯 5,137円																																		
	区分	現行	改定後																																		
所得割	基礎控除後の総所得金額等に100分の1.97を乗じて算定	基礎控除後の総所得金額等に100分の2.34を乗じて算定																																			
被保険者均等割	被保険者1人につき10,150円	被保険者1人につき11,840円																																			
世帯別平等割額	1世帯につき5,160円	1世帯につき6,050円																																			

内 容	
議 案 番 号	第 1 0 号議案
議 案 名	安城市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>介護保険法施行令の改正及び第 8 期安城市介護保険事業計画に基づく保険料率の設定に伴うもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第 1 号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準について、現行の合計所得金額から次に掲げる額を控除して得た額を用いることとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 租税特別措置法第 3 5 条の 3 第 1 項に規定する長期譲渡所得に係る特別控除額</li> <li>(2) 給与所得及び公的年金等に係る所得の合計額又は 1 0 万円のうちいずれか少ない額 (令和 3 年度分から令和 5 年度分までに限る。)</li> </ol> </li> <li>2 第 1 号被保険者の介護保険料の段階の判定に関する基準について、第 7 段階と第 8 段階を区分する基準となる合計所得金額を 2 0 0 万円から 2 1 0 万円に、第 8 段階と第 9 段階を区分する基準となる合計所得金額を 3 0 0 万円から 3 2 0 万円に改める。</li> <li>3 令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度における保険料率について、令和 2 年度における保険料率と同一にする。</li> </ol> <p>(施行日) 令和 3 年 4 月 1 日</p>

内 容														
議 案 番 号	第 1 1 号議案													
議 案 名	安城市手数料条例の一部を改正する条例の制定について													
摘 要	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正及び低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料等の見直しに伴うもの</p> <p>1 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の新設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料</td> <td>申請 1 件につき、建築物の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもので (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準に係るもの</td> <td>121,000 円 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあつては、62,300 円)</td> </tr> <tr> <td>(2) 上記以外のもの</td> <td>311,200 円 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあつては、157,400 円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料</td> <td>申請 1 件につき (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準に係るもの</td> <td>31,100 円</td> </tr> <tr> <td>(2) 上記以外のもの</td> <td>78,700 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※建築物の用途が工場等である場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、60,500 円 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあつては、31,100 円) とし、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料の額は 15,500 円とする。</p> <p>※複数棟連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた建築物の他の建築物の手数料の額は、計画適合性確認機関が認めた場合等の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料の額 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあつては、計画適合性確認機関が認めた場合等の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料の額) に相当する額とする。</p> <p>2 引用している建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の条項名の変更  「第 2 条第 3 号」→「第 2 条第 1 項第 3 号」  「第 2 9 条第 1 項」→「第 3 4 条第 1 項」  「第 2 9 条第 3 項」→「第 3 4 条第 3 項」  「第 3 0 条第 1 項」→「第 3 5 条第 1 項」  「第 3 1 条第 1 項」→「第 3 6 条第 1 項」</p> <p>3 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料等の見直し  (1) 低炭素建築物新築等計画の認定及び変更認定申請手数料の額を建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び変更認定申請手数料の額に合わせる。  (2) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び変更認定申請手数料の区分のうち「3 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内」としているものを「3 0 0 平方メートルを超え 1, 0 0 0 平方メートル以内」と「1, 0 0 0 平方メートルを超え 2, 0 0 0 平方メートル以内」に細分化する。  (3) 建築物エネルギー消費性能基準の適合認定申請手数料のうち、住宅以外の建築物で延べ面積が 3 0 0 平方メートルを超えるものに係る手数料の額を減額する。</p> <p>(施行日)</p>	種類	区分	金額	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	申請 1 件につき、建築物の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもので (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準に係るもの	121,000 円 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあつては、62,300 円)	(2) 上記以外のもの	311,200 円 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあつては、157,400 円)	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料	申請 1 件につき (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準に係るもの	31,100 円	(2) 上記以外のもの	78,700 円
	種類	区分	金額											
	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	申請 1 件につき、建築物の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上のもので (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準に係るもの	121,000 円 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあつては、62,300 円)											
		(2) 上記以外のもの	311,200 円 (建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る場合にあつては、157,400 円)											
	建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書交付手数料	申請 1 件につき (1) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに定める基準に係るもの	31,100 円											
		(2) 上記以外のもの	78,700 円											

内 容	
議案番号	第12号議案
議案名	令和2年度安城市一般会計補正予算（第8号）について
摘要	資料別添
議案番号	第13号議案 ～ 第18号議案
議案名	令和2年度安城市特別会計補正予算について
摘要	国民健康保険事業（第3号） 有料駐車場事業（第1号） 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業（第1号） 介護保険事業（第2号） 後期高齢者医療（第1号） 特別定額給付金給付事業（第1号）の6会計 資料別添
議案番号	第19号議案・第20号議案
議案名	令和2年度安城市企業会計補正予算について
摘要	水道事業（第3号） 下水道事業（第1号）の2会計 資料別添



内 容	
議 案 番 号	第 2 1 号議案
議 案 名	令和 3 年度安城市一般会計予算について
摘 要	資料別添
議 案 番 号	第 2 2 号議案 ～ 第 2 7 号議案
議 案 名	令和 3 年度安城市特別会計予算について
摘 要	国民健康保険事業 土地取得 有料駐車場事業 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業 介護保険事業 後期高齢者医療の 6 会計 資料別添
議 案 番 号	第 2 8 号議案・第 2 9 号議案
議 案 名	令和 3 年度安城市企業会計予算について
摘 要	水道事業 下水道事業の 2 会計 資料別添

内 容																			
議 案 番 号	第 3 0 号議案																		
議 案 名	財産の取得について																		
摘 要	<p>安城市北部学校給食共同調理場の移転建設に伴う配送用消耗品</p> <p>種 類 配送用消耗品            数 量 一式            契 約 金 額 90,197,470 円            契約の相手方 安城市今本町 2 丁目 1 番 1 9 号            株式会社厨林堂安城営業所            所長 寺 部 諒</p> <p>契約の方法 条件付一般競争入札            納 期 令和 3 年 7 月 3 0 日まで            予 定 価 格 96,727,070 円 (消費税相当額を含む。) (落札率 93.2%)            入 札 状 況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>入札者</th> <th>入札金額(円)</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(株)厨林堂安城営業所</td> <td>81,997,700</td> <td>落 札</td> </tr> <tr> <td>日本調理機(株)中部支店</td> <td>84,560,800</td> <td></td> </tr> <tr> <td>兼八産業(株)安城営業所</td> <td>85,874,500</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(株)中西製作所名古屋支店</td> <td>86,392,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(株)アイホー名古屋支店</td> <td>86,916,100</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	入札者	入札金額(円)	摘要	(株)厨林堂安城営業所	81,997,700	落 札	日本調理機(株)中部支店	84,560,800		兼八産業(株)安城営業所	85,874,500		(株)中西製作所名古屋支店	86,392,000		(株)アイホー名古屋支店	86,916,100	
	入札者	入札金額(円)	摘要																
(株)厨林堂安城営業所	81,997,700	落 札																	
日本調理機(株)中部支店	84,560,800																		
兼八産業(株)安城営業所	85,874,500																		
(株)中西製作所名古屋支店	86,392,000																		
(株)アイホー名古屋支店	86,916,100																		
議 案 番 号	第 3 1 号議案																		
議 案 名	財産の取得の変更について																		
摘 要	<p>令和 2 年第 3 回定例会において議決された財産の取得の契約金額を変更するもの</p> <p>小学校及び中学校の通信ネットワーク機器</p> <p>変更前金額 330,330,000 円            変更後金額 334,873,435 円            増 額 4,543,435 円</p>																		

内 容	
議 案 番 号	第 3 2 号議案
議 案 名	市道路線の廃止について
摘 要	土地区画整理事業等に伴うもの  廃止 1 4 路線
議 案 番 号	第 3 3 号議案
議 案 名	市道路線の認定について
摘 要	開発行為等に伴うもの  認定 1 3 路線  廃止及び認定後の市道 3, 975 路線
議 案 番 号	報告第 1 号
議 案 名	専決処分について
摘 要	交通事故による損害賠償の額の決定及び和解  1 損害賠償額 2 2 9, 6 5 7 円 2 事故内容 (1) 発生日時 令和 2 年 1 2 月 1 日 午前 1 1 時 1 0 分頃 (2) 発生場所 安城市城ヶ入町地内 (3) 経 過 上記地内の市道において、公用車が当該市道を走行するため 駐車場から後ろ向きに出て方向転換をしようとしたところ、当該市道に駐車中の相手方車両に接触したもの 3 相手方の損害の程度 左前部及び左後部の両ドアの損傷 4 過失割合 安城市 1 0 0 % 相手方 0 % 5 専決年月日 令和 3 年 1 月 8 日